

明日の文化人育成プロジェクト助成金交付要綱

※変更箇所抜粋

別表 1 (第 3 条関係)

(2) 助成対象事業

ア 文化芸術に関するスキルアップのための事業（技能の向上や継承のための研修会の実施・参加、他分野との連携・交流を通じた企画力向上やネットワーク構築など活動の活性化を図る取組のほか、オンライン配信による磨いた技術の発表機会の創出など、文化人材の育成を目的とした取組）であること。

イ 営利を主たる目的としない事業であること。

ウ 政治的・宗教的目的を有しない事業であること。

エ 国、県等からの補助、助成又は委託を受けていない事業であること。

オ 原則交付決定の日から交付決定があった年度の 3 月 31 日までの間に完了する事業であること。

カ 助成対象事業完了後、発表会、所属する文化団体への報告会・勉強会の開催等を通じ、地域の文化芸術活動へ成果を披露する取組を実施する事業であること。

キ 過去に当事業で採択されたことがない事業内容であること。（研修やオンライン配信を目的とした事業は除く）

明日の文化人育成プロジェクト助成金交付要綱

※変更箇所抜粋

別表 1 (第 3 条関係)

(2) 助成対象事業

ア 文化芸術に関するスキルアップのための事業（技能の向上や継承のための研修会の実施・参加、他分野との連携・交流を通じた企画力向上やネットワーク構築など活動の活性化を図る取組のほか、オンライン配信による磨いた技術の発表機会の創出など、文化人材の育成を目的とした取組）であること。

イ 営利を主たる目的としない事業であること。

ウ 政治的・宗教的目的を有しない事業であること。

エ 原則交付決定の日から交付決定があった年度の 3 月 31 日までの間に完了する事業であること。

オ 助成対象事業完了後、発表会、所属する文化団体への報告会・勉強会の開催等を通じ、地域の文化芸術活動へ成果を披露する取組を実施する事業であること。

カ 過去に当事業で採択されたことがない事業内容であること。（研修やオンライン配信を目的とした事業は除く）

(4) 対象経費・対象外経費

スキルアップ支援事業の実施にかかる経費の中で、以下の費目を助成対象経費とする。

費目区分	経費の内容
① 謝金 ※外部（個人又は団体）への支払いに限る	講師料・出演料・演奏料・ 作品等製作料 ・スタッフ料 講師・出演者への交通費及び宿泊費
② 研修費	外部の研修に参加するための交通費・宿泊費・参加費
③ 通信連絡費	郵便切手やはがきの購入費 メール便・宅配料等の送料
④ 運搬費	楽器や作品、機材等の運搬に係る費用
⑤ 宣伝・印刷費	研修資料や広告宣伝用のチラシ・ポスター等を作成するための用紙の購入費、 印刷費、及び委託費
⑥ 会場・設備使用費	会場や設備の使用等に係る費用
⑦ 映像撮影委託費	業者へ動画の撮影や編集を依頼した費用
⑧ 消耗品費	※ワークショップ等を実施する際に参加者に配布する教材や演出に使用する材料費等、当事業で使い切る消耗品に限る

【対象経費補足】

○宿泊費

- ・一人当たり1泊9,800円を上限とする

○交通費、**運搬費**

- ・根拠資料として外部の機関等が発行する領収書等を添付すること。
- ・自家用車での移動については、移動距離が確認できる資料を添付すること。
- ・自家用車の旅費の算出方法は1km×30円とする。（※1km未満の端数切り捨て）また高速道路利用料も対象経費とする。

(4) 対象経費・対象外経費

スキルアップ支援事業の実施にかかる経費の中で、以下の費目を助成対象経費とする。

費目区分	経費の内容
① 謝金 ※外部（個人又は団体）への支払いに限る	講師料・出演料・演奏料・スタッフ料 講師・出演者への交通費及び宿泊費
② 研修費	外部の研修に参加するための交通費・宿泊費・参加費
③ 通信連絡費	郵便切手やはがきの購入費 メール便・宅配料等の送料
④ 印刷費	研修資料や広告宣伝用のチラシ・ポスター等を作成するための用紙の購入費及び印刷費
⑤ 会場借上料	会場や設備の使用料
⑥ 映像撮影委託費	業者へ動画の撮影や編集を依頼した費用
⑦ 感染症対策費	消毒液・抗原検査キット等の購入
⑧ 消耗品費	※ワークショップ等を実施する際に参加者に配布する教材や演出に使用する材料費等、当事業で使い切る消耗品に限る

【対象経費補足】

○宿泊費

- ・一人当たり1泊9,800円を上限とする

○交通費

- ・根拠資料として外部の機関等が発行する領収書等を添付すること。
- ・自家用車での移動については、移動距離が確認できる資料を添付すること。
- ・自家用車の旅費の算出方法は1km×30円とする。（※1km未満の端数切り捨て）また高速道路利用料も対象経費とする。

【助成対象外経費】

- ・ 上記助成対象経費の費目に含まれないもの
- ・ 交付決定通知日より前に実施した行為や購入物に係る費用
- ・ 団体会員など内部のメンバーへの謝金
- ・ 代表者が申請者と同一の団体（任意団体、法人等）・個人への支払い

【助成対象外経費】

- ・ 上記助成対象経費の費目に含まれないもの
- ・ 交付決定通知日より前に実施した行為や購入物に係る費用
- ・ 団体会員など内部のメンバーへの謝金
- ・ 代表者が申請者と同一の団体（任意団体、法人等）・個人への支払い